

平成28年10月～12月のマイナンバーカード交付 日曜日臨時窓口について

10月は
9日(日)が臨時
窓口です

マイナンバーカードの交付通知を受け取られた方で、平日役場に来られない方のために、本庁のみ**第2日曜日**を臨時交付窓口として開設しています。(月1回の開設です)

なお、祝日を除く毎週月曜日は従来どおり午後7時まで延長窓口で交付を行います。(受付は午後6時00分まで)

日曜日臨時交付窓口開設日 (第2日曜日)	受付時間	場 所
10月 9日(日)	午前9時00分 ↓ 午後4時00分	場所は役場住民税務課窓口です。 役場正面玄関からお入りください。
11月13日(日)		
12月11日(日)		

※交付通知が届いた日から90日以内に、ご本人が受取りにお越しください。

※交付を取りやめる方は、「交付取りやめ申請」を役場または各振興センターで行ってください。

※受取場所の変更(本庁⇄各振興センター)を希望される方は、来庁予定日の1週間前までに必ずご連絡ください。

お問い合わせ・ご連絡先 鏡野町住民税務課 (0868)54-2985 奥津振興センター(0868)52-2211
上齋原振興センター(0868)44-2111 富振興センター (0867)57-2111

耐震補助事業のお知らせ

昭和56年5月31日より以前に着手した建物は旧耐震と呼ばれ、大地震が発生した場合倒壊する可能性が高いとされています。30年以内に南海トラフ地震(想定マグニチュード8.6)が60～70%の確率で発生すると予測され、旧耐震の建物は倒壊の被害が多数出るとわれています。建物を補強することで人命や財産を守ることが出来るので、ぜひこの事業を活用して頂ければと思います。

耐震診断補助 耐震診断にかかる費用の一部を補助するものです。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震診断】

①一般診断

耐震性の有無を診断します。

・診断料(延面積200㎡以内の場合)

耐震診断料70,000円。うち、補助金額60,000円、自己負担10,000円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が9,000円(自己負担額1,000円)加わります。

・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

②補強計画

一般診断で耐震性が無いと判断された建築物をどのように補強するかを診断します。

・診断料(延面積200㎡以下の場合)

耐震診断料70,000円。うち、補助金額60,000円、自己負担10,000円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が9,000円(自己負担額1,000円)加わります。

・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

一般診断を先に受けなければなりません。

③その他の構造の住宅や構築物(事務所など)

【注意事項】

・耐震診断 募集件数 3件

補強計画 募集件数 2件(先着順)となります。

・構造や規模などにより診断料、その他の条件が異なりますのでお問い合わせください。

・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

耐震改修補助 耐震改修にかかる費用の一部を補助するものです。補強計画の結果に基づいて改修を行って頂きます。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震改修】

①耐震診断事業の結果、『倒壊の危険性がある』又は『倒壊する可能性が高い』と判断された建築物で、同事業を活用した補強計画の結果に基づき耐震改修を行う一戸建ての住宅

②平成29年3月末日までに改修工事が完了するもの。(改修内容によっては期間が異なります。予めご相談下さい。)

【補助金額】1棟あたり、耐震改修対象工事費の23%以内(50万円を限度)

【注意事項】

・募集件数3件(先着順)となります。

・過去の耐震改修工事(工事中を含む)は補助の対象となりません。

・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

・補強計画を先に受けなければなりません。

お申し込み・お問い合わせ先 鏡野町建設課 建築係 電話(0868)54-2989

【締め切り】 10月28日(金)まで